

経済連携協定の利用支援セミナー 説明資料

# 「地域金融の活性化に向けて」

## ～地域密着型金融の経緯と展開～

平成27年11月30日  
財務省関東財務局  
川瀬 透

# 地域密着型金融推進の経緯

地域密着型金融とは、「金融機関が顧客との間で親密な関係を長く維持することにより顧客に関する情報を蓄積し、この情報を基に貸出等の金融サービスの提供を行うことで展開するビジネスモデル」(金融審議会金融分科会第二部会報告書(平成15年3月))

## 1. 発端

- ・平成14～15年当時、不良債権問題が喫緊の課題／「経済政策の一丁目一番地」(小泉内閣)。
- ・主要行に対しては「金融再生プログラム」(平成14年10月)により3年間で不良債権比率半減が目標とされる。
- ・地域金融機関には地域密着型金融の推進により地域企業の改善再生とともに自らの健全性・収益性の向上を期す。

## 2. 平成15～18年度：「アクションプログラム」による推進

- ・アクションプログラム：各金融機関で推進計画をたて半期毎に推進実績を開示・報告することを課す。
- ・期間を限定(15～16年度／集中改善期間、17～18年度／重点強化期間)

## 3. 平成19年度～：「恒久的な枠組み」の下での推進

- ・地域密着型金融の本質を以下の3分野に整理し、取組み内容については監督指針に盛り込み恒久化。
  - ①ライフサイクルに応じた取引先企業の支援の一層の強化
  - ②事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底
  - ③地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献
- ・各金融機関の自発性を尊重し、行政は地域密着型金融が深化・定着するような動機付け・環境整備を行う。

## 4. 平成23年度～：コンサルティング機能の発揮

- ・リーマンショック後の経済停滞や中小企業金融円滑化法を踏まえ、監督指針を改正。
- ・顧客との関係強化から企業の経営問題の本質を見極め、最適なソリューション(問題解決)を提案し、外部機関等と連携し実行していく。

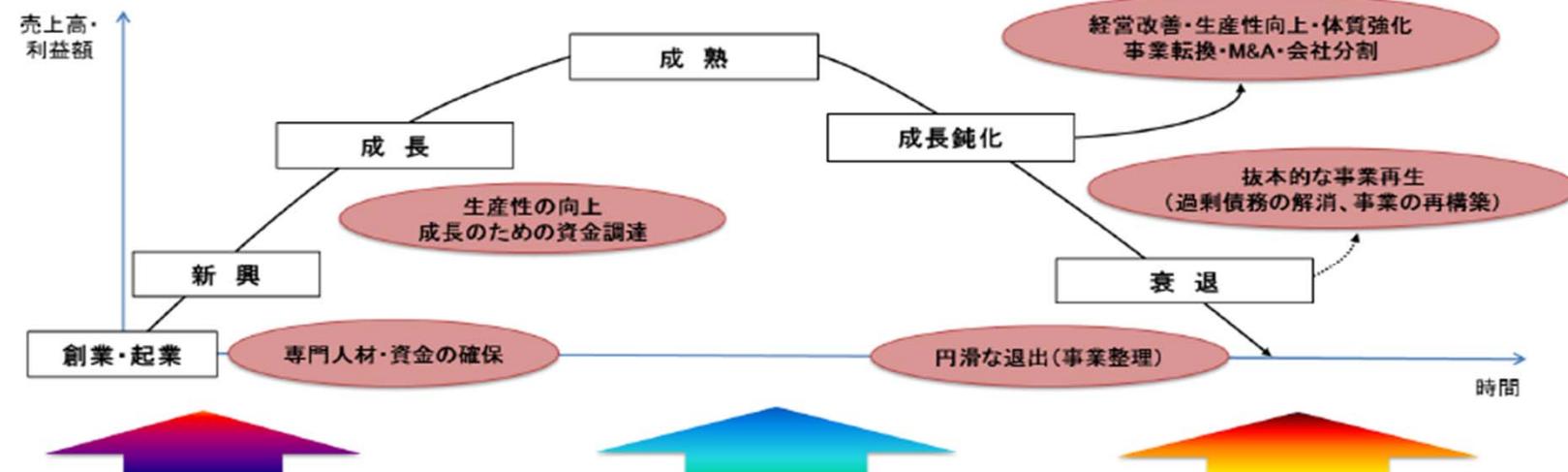
# 地方創生のための金融：企業のライフステージに応じた「地域企業応援パッケージ」

## 産業・金融一体となった総合支援体制の整備 —金融等による「地域企業応援パッケージ」—

地域企業による生産性・効率性の向上、「雇用の質」の確保・向上に向けた取組や地域における金融機能の高度化が必要。

⇒ 金融等による「地域企業応援パッケージ」を策定し、産業・金融両面からの政府の支援等を総合的に実施し、様々なライフステージにある企業の課題解決に向けた自主的な取組を官民一体で支援する。

### 企業のライフステージと経営課題(イメージ)

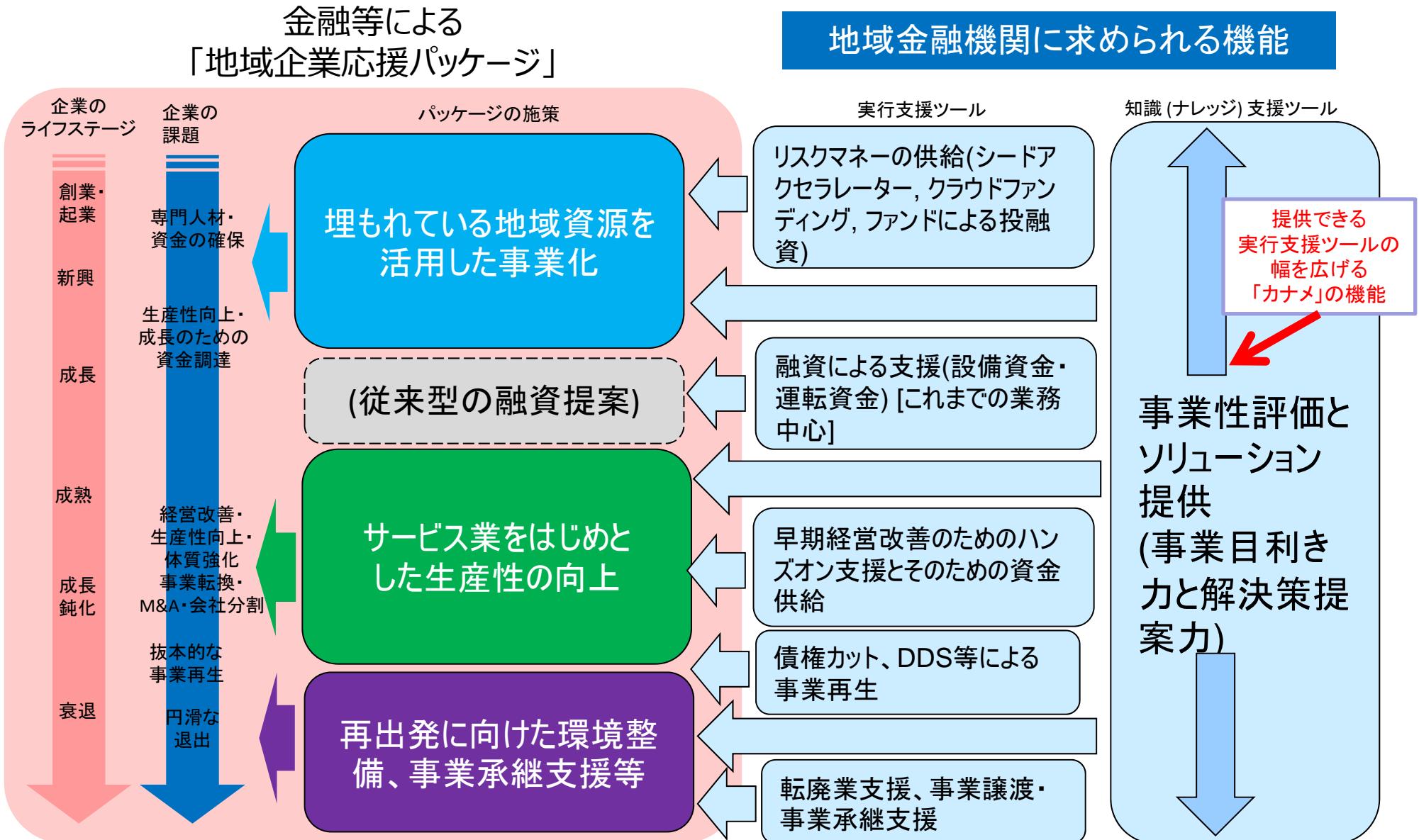


### 金融等による「地域企業応援パッケージ」

埋もれている地域資源を活用した事業化  
サービス業をはじめとした生産性の向上  
再出発に向けた環境整備、事業承継支援等

(出所: 金融庁資料)

# 地方創生のために地域金融機関に求められている機能



## 平成27事務年度 金融庁「金融行政方針」(平成27年9月18日)より抜粋

### 2. 金融仲介機能の十分な発揮と健全な金融システムの確保

#### 具体的重点施策

##### (1) 企業の価値向上、経済の持続的成長と地方創生に貢献する金融業の実現

###### ③ 事業性評価及びそれに基づく解決策の提案・実行支援

- (ア) 各金融機関における取引先企業の事業性評価及びそれに基づく融資や本業支援等の取組状況について、以下の点を含め、確認する。
- a) 主要な営業地域について、地域ごとの経済・産業(主要な産業セクターを含む)の現状・中長期的な見通しや課題等をどのように把握・分析しているか。また、こうした分析結果を、取引先企業の成長可能性や持続可能性の評価に具体的にどのように役立てているか。
  - b) 取引先企業について、財務内容等の過去の実績や担保・保証に必要以上に依存することなく、事業の内容、強み・弱み及びその業界の状況等を踏まえた融資やコンサルティング機能の発揮に当たり、例えば以下のような点も含めて、具体的にどのような取組みを行っているか。
  - i. 取引先企業との深度ある対話をを行うための関係構築(例えば、金融機関のビジネス上重要な取引企業や主たる相談相手としての役割が期待されている取引先企業について、経営状況や課題、ニーズを具体的に把握するための定期的な訪問や短期継続融資のモニタリング等を通じた関係構築)
  - ii. 取引先企業に対し、財務面だけでなく、売上げ増加や事業承継等の様々な経営課題の解決に資する融資やコンサルティングのタイムリーな提供(外部専門家の活用や外部機関との連携によるものを含む)
  - iii. DDS・債権放棄等の金融支援等、真に実効性のある抜本的な事業再生支援(他の金融機関が主導する事業再生支援への積極的な協力を含む)
  - iv. 「地域企業応援パッケージ」の活用、地域の創業支援事業等に係る産学官金の連携、政府系金融機関やファンド等との連携等、取引先企業の支援を行うための関係者との有効な連携

- c) 融資、既存保証の見直し及び保証債務の整理に当たって、必要に応じて外部機関や外部専門家とも連携しつつ、経営者保証に関するガイドラインの積極的な活用に努めているか。
  - d) 事業性評価及びそれに基づく融資・本業支援等について、職員の能力向上、専門人材の育成・確保、実績評価・人事評価における明確な位置付け等、組織全体として取り組むための態勢整備(経営計画等における明確化を含む)を行っているか。
- (イ) 金融機関に対し、引き続き、貸付条件の変更等の適切な対応を促していくとともに、条件変更先の経営実態把握や支援等の状況についても確認する。
- (ウ) 金融機関が取引先企業に対して解決策の提案・実行支援を行うに当たり、地域経済活性化支援機構(REVIC)が有する機能(専門家の派遣、企業に対する直接の再生支援、事業再生・地域活性化ファンドへの出資・運営、経営者保証付債権等の買取り等)の積極的な活用を促す。
- また、企業等に対して経営診断や助言等のコンサルティングを行いつつ、経営(サポート)人材のマッチングを行う「日本人材機構」(REVICの子会社)や、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(平成26年12月27日閣議決定)に基づき整備される「プロフェッショナル人材戦略拠点」との連携・活用を促す。
- (エ) 取引先企業の生産性向上や地域の経済・産業の新陳代謝の促進の観点から、「地域企業応援パッケージ」について、継続的な改善を図るために、まち・ひと・しごと創生本部と連携しつつ、当該パッケージに対する民間金融機関の評価やニーズを把握する。
- (オ) 経営改善・事業再生支援等の取組状況や経営者保証に関するガイドラインの活用状況等について、定量的な実績等も含め、金融機関による各地域の特性や利用者のニーズ等を踏まえた創意工夫ある具体的な開示を、モニタリングを通じて更に促進する。